

羽村市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止並びに路上喫煙の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、羽村市美しいまちづくり基本条例(平成2年条例第12号)に基づき、羽村市(以下「市」という。)の区域内(以下「市内」という。)におけるポイ捨て及び飼い犬のふんの放置を禁止し、生活環境の保全及び向上を図るとともに、市内における路上喫煙を制限し、市民が健康で安心して生活することができる地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内において居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 公共の場所 市内の道路、公園、河川その他の公共の用に供する場所をいう。
- (3) ポイ捨て 飲食料、飲食料等を収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器包装、たばこの吸い殻、チューイングガムのかみかす、紙くずその他これらに類するものをみだりに捨てることをいう。
- (4) 飼い犬のふんの放置 自己が所有し、又は管理する飼い犬が排泄したふんを回収せず、その場から離れることをいう。
- (5) 路上喫煙 屋外の公共の場所(自動車の車内及び公共の場所において指定された喫煙場所を除く。)において、喫煙する行為をいう。

(市及び市民等の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止並びに路上喫煙の制限に関する施策(以下「施策」という。)を実施するものとする。

- 2 市は、市民等に対して意識の啓発を図るとともに、関係機関と連携して施策の推進に努めなければならない。
- 3 市民等は、市の施策に協力しなければならない。

(ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止)

第4条 市民等は、屋外の公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する土地において、ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置をしてはならない。

(路上喫煙の制限)

第5条 市民等は、路上喫煙する場合には、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 周囲の者に迷惑又は危険を及ぼさないよう配慮すること。
- (2) 吸い殻入れが設置されていない場所においては、携帯用吸い殻入れを使用すること。
- 2 市民等は、次条第1項の規定により羽村市長(以下「市長」という。)が指定した路上喫煙禁止地区内(以下「禁煙地区」という。)において路上喫煙をしてはならない。ただし、同条第2項の規定により市長が指定した喫煙場所においては、この限りではない。

(禁煙地区及び喫煙場所の指定)

第6条 市長は、人の通行が特に多く路上喫煙が危険な地区を、禁煙地区として指定すること

ができる。

2 市長は、禁煙地区を指定した場合には、禁煙地区内に喫煙場所を指定することができる。

(指導、勧告及び命令)

第7条 市長は、第4条又は第5条第2項の規定に違反した者(以下「違反者」という。)に対し、必要な措置を講ずるよう指導及び勧告を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による指導及び勧告に従わない違反者に対し、必要な措置を命ずることができる。ただし、市長が必要と認める場合には、前項の規定による指導及び勧告を行わずに、違反者に対し必要な措置を命ずることができる。

(環境指導員)

第8条 市長は、この条例の施行に必要な啓発、指導、勧告その他の諸活動を行うため、必要に応じて環境指導員を置くことができる。

(過料)

第9条 第4条又は第5条第2項の規定に違反し、かつ、第7条第2項の規定による命令に従わない者は、5,000円以下の過料に処する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、平成24年10月1日から施行する。